

Q 4

子どもへの対応が「特別扱い」と誤解されることがある。

学校生活をおくる上で、支援を必要とする子どもに支援をするのは当然のことです。しかし、その子に対する支援を「特別扱い」に感じて、周囲の子どもが不公平感をもつことがあります。

A1 子どもたちの相互理解を進めましょう。

「支援の必要な子ども」に、ニーズに基づいた支援をすることは当たり前のことです。そのことをわかり合うために、子どもたちが一人ひとりのよいところや課題などを互いに理解することが必要です。子どもたちが互いの信頼関係を基盤につながっているか、集団づくりの質が問われるところです。

「特別扱いだ」という子どもの訴えは「自分に関わってほしい」というメッセージでもあります。その子どもの背景や思いに寄り添いつつ、課題を受けとめて、その子どもと向き合うチャンスにすると同時に、今後の集団づくりに生かしましょう。

A2 保護者に十分な説明をしましょう。

学級内の「支援の必要な子ども」の状況などについては保護者に伝えておくようにしましょう。その際、当事者の了解を得るなど、個人情報に配慮することは言うまでもありません。周囲の子どもの保護者から「特別扱いではないか」というような声が寄せられた場合は、その保護者に十分な説明の機会を持ったり、学級懇談会などの場で話したりすることで理解を得られるよう努めましょう。

A3 学校全体で共通理解を深めましょう。

「支援の必要な子ども」がいる場合は、全校の教職員がそのことを把握しておかねばなりません。さらに、教職員の誰が対応しても必要な支援が行えるよう共通理解を図っておくことが重要です。

〈ポイント〉

「特別扱いだ」と訴えてくる子どもは、あなたに理解してほしい、認めてほしいと強く願っていることが考えられます。

子どもは誰もが認められたいと思っています。教職員が日常から一人ひとりの子どもと言葉を交わし心を通わせ、子どもを理解するようにしましょう。

子どもどうしがそれぞれの課題やがんばりを認め合っていることが大切です。

★CHECK①★

「令和7年度 初任者・新規採用者研修の手引 2025-26」(大阪府教育委員会 令和7〔2025〕年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html

学級経営についてⅡ-【6】-8、子ども理解についてⅡ-【6】-9-(7)、集団づくりについてⅡ-【6】-9-(9)など、学級経営のヒントがたくさんあります。実際の場面に当てはめて読んでみましょう。

★CHECK②★

子どもとのかかわりQ&A (大阪府教育センター教育相談室 ホームページ)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/link/QAindex.html>

相談事例には学校・友だち関係だけでなく、家庭状況、親子関係、社会・環境などさまざまな背景が絡み合っていることが読み取れるでしょう。子どもを理解する糸口にしてください。

★CHECK③★

①『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成 25〔2013〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成 28〔2016〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/ikkannsitasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24〔2012〕年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24〔2012〕年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2〔2020〕年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にしたい指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/h29hattaturikai.pdf>

発達障がいについての保護者の理解を促す上での留意事項や、支援教育の視点を踏まえた学校づくりについてまとめています。具体的な事例を挙げながら、指導・支援や保護者理解を深めるためのポイントを記載しています。

⑦『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」(大阪府教育委員会 平成 27〔2015〕年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tsujyo/index.html>

⑧『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」(大阪府教育委員会 平成 31〔2019〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画『アイムヒア 僕はここにいる』」(大阪府教育委員会 平成 19〔2007〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/jinkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、“発達障がい”の特性のある人たちを理解するとともに、どんな支援が必要であるかを学び、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現について考えるきっかけとなるものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

- ① 担任として、日常から学級通信や連絡ノート、懇談会などを通じて、保護者に学級や子どもたちの様子を伝える努力を積み重ねておくことが大切です。
- ② 学校全体としては、機会があれば、PTAの集まりや保護者説明会などで、保護者全体に学校の方針や対応について説明し、理解を求めましょう。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。〔1－(3)－ア〕
- ◎ 学校における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要である。
指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的な人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。〔1－(3)－ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」については、そのことを単に理解するに止まることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められることは言うまでもない。〔第Ⅰ章－2. ー(1)〕
- ◎ 人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。〔第Ⅰ章－1. ー(5)〕
- ◎ 児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。〔第Ⅰ章－2. ー(2) 参考:「隠れたカリキュラム」〕
- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。〔第Ⅱ章－第1節－1. ー(4)〕